

Asian Gypsy Moth

2017年2月

Asian gypsy moth(AGM)は、船舶や貨物を経路として侵入する可能性のある、危険な害虫です。AGMの生息域は、極東ロシア、日本、韓国、および中国北部の一部港地域に広がっております。AGMが持ち込まれた場合、北米の農林業や自然環境、これらの植物資源に依存する関連ビジネスやマーケットに重大な悪影響を及ぼすことになります。

船舶は、AGMが付着していない状態で、かつ必要な出航前の証明書をえた状態で北米の港に到着しなければなりません。AGMの侵入リスクを最小限に抑えるためには、海運業界と米国・カナダ当局の連携した対策が必要不可欠です。米国とカナダの植物検疫及び農業機関はそれぞれ独立しており、両国の法律には異なる部分があるものの、AGMのリスク軽減および排除の取り組みは共同の取り組みであり、最優先事項です。

必要なAGMの不在証明書なしで船舶が到着する場合、または船上でAGMが発見された場合、荷役作業ならびに所定の通関手続きに大幅な遅れが生じることがあり、船会社や関係部署に収益の損失をもたらします。

海運業界では、現在AGMに対する必要な検疫遵守についてより認識するようになっています。これは、本船スケジュールの維持には不可欠となっています。両国は、AGM発生のリスクを低減する対策に関し、業界パートナーと連携しています。

措置

表1に定められた特定期間中にAGM規制地域（極東ロシア、日本、韓国および中国北部）に寄港する船舶には、以下の対策が求められます：

1. 船舶は、検査を受け、認定検査機関の出航前証明書を取得しなければならない。本船にAGMが存在しないことを記載した証明書のコピーを、米国・カナダの代理店に送付しなければならない。証明書は、特定リスク期間中に寄港した規制地域の最終寄港地で発行されたものでなければならない。
2. 船舶は、AGMが存在しない状態で北米の港に到着しなければならない。検査の遅延や、ルート変更、その他北米へのAGM侵入リスク軽減に関係する潜在的影響に遭遇するのを避けるため、船会社は、米国およびカナダの港に入る前に、全ての卵塊およびその他の形態のAGMを探し、排除し(削り落とし)、そして適切に処理または破壊するための集中的な船舶の自己点検を実施するべきである。
3. 船舶は、過去2年間の寄航港の記録を、北米の港に入港する96時間前までに、米国／カナダの代理店に提出しなければならない。代理店は、米国／カナダ政府当局にこれらの情報が通知されるよう対応する。

表 1 規制地域および特定リスク期間		
国	港または地区	特定期間
極東ロシア	Nakhodka, Ol'ga, Plastun, Pos'yet, Russkiy Island, Slavyanka, Vanino, Vladivostok, Vostochny, Zarubino, Kozmino	7月1日～9月30日
中華人民共和国	中国北部、北緯 31 度 15 分上、もしくは同緯度以北の全ての港	6月1日～9月30日
大韓民国	全ての港	6月1日～9月30日
日本－北部	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県	7月1日～9月30日
日本西部	秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	6月25日～9月15日
日本－東部	福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月20日～8月20日
日本－南部	和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	6月1日～8月10日
日本－極南	沖縄県	5月25日～6月30日

加えて、AGM 規制地域での、また北米到着時の徹底した検査が行えるよう、船舶には手入れが行き届いて、甲板上にはゴミや不要物が取り除かれているよう注意喚起がなされています。AGM 飛翔期間中規制された港で港務及び安全上問題がなければ、照明を落とし外部ドア及びカーテンを閉めることで本船へ吸い寄せられる AGM の数を減らすことができます。できるだけ前もって検査や証明書発行を申請し、申請時に 2 年分の入港履歴を提出すると、検査及び認証機関では入港許可発行に向けタイムリーにサービスの提供を受けられるためのより良い提案が可能です。

北米到着時には、出航前証明書取得済み船舶についても検査が行われています。AGM 規制地域からの出航の何日も前に証明書が発行されると、検査後に AGM が再度本船に侵入する場合があります。したがって、AGM 規制地域での検査と証明書の発行は飛翔期間中可能な限り出航時間に近いタイミングで実施することが重要です。

AGM その他の害虫の不在の証明を含む米国／カナダへの入国要件の全てを満たすことは、船会社の責任です。 可能な予防策を全て講じるよう、海事関係者に強く要請します。

AGM 不在証明及びあらゆる形態(卵塊、さなぎ、成虫)の AGM が付着していない状態で寄港することに関する要求基準について、米国とカナダ両国は完全に合意していますが、政策などにより二国間で入港手続きが若干異なります。AGM の要件及び通関手続きに関して不明な点がある場合は、入港する港の現地検査機関に問い合わせして下さい。